

第65期中間決算公告

2023年12月27日

長野県松本市渚2丁目9番38号



株式会社 長野銀行

取締役頭取 西澤 仁志

中間貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	77,869	預 借 用 金	1,075,182
金 銭 の 信 託	926	外 国 為 替	1,218
有 価 証 券	326,897	そ の 他 負 債	0
貸 出 金	690,548	未 払 法 人 税 等	2,481
外 国 為 替	5,695	リ 一 ス 債 務	3
そ の 他 資 産	6,958	資 産 除 去 債 務	682
有 形 固 定 資 産	4,667	そ の 他 の 負 債	96
無 形 固 定 資 産	166	賞 与 引 当 金	1,699
前 払 年 金 費 用	748	退 職 給 付 引 当 金	341
支 払 承 諾 見 返	1,343	役 員 株 式 給 付 引 当 金	415
貸 倒 引 当 金	△ 10,019	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	87
		偶 発 損 失 引 当 金	66
		シス テ ム 解 約 損 失 引 当 金	456
		事 業 再 編 関 連 引 当 金	2,287
		繰 延 税 金 負 債	48
		支 払 承 諮	356
		負 債 の 部 合 計	1,343
		(純資産の部)	1,084,285
		資 本 金	13,017
		資 本 剰 余 金	9,681
		資 本 準 備 金	9,681
		利 益 剰 余 金	12,502
		利 益 準 備 金	3,426
		そ の 他 利 益 剰 余 金	9,075
		別 途 積 立 金	5,997
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,078
		株 主 資 本 合 計	35,200
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 13,683
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 13,683
		純 資 産 の 部 合 計	21,516
資 産 の 部 合 計	1,105,801	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,105,801

中間損益計算書(2023年 4月 1日から)
(2023年 9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金額
経 常 収 益	7,362
資 金 運 用 収 益	5,326
(う ち 貸 出 金 利 息)	(3,802)
(う ち 有 債 証 券 利 息 配 当 金)	(1,503)
役 務 取 引 等 収 益	879
そ の 他 業 務 収 益	265
そ の 他 経 常 収 益	891
経 常 費 用	11,014
資 金 調 達 費 用	72
(う ち 預 金 利 息)	(51)
役 務 取 引 等 費 用	753
そ の 他 業 務 費 用	802
営 業 経 費	4,888
そ の 他 経 常 費 用	4,497
経 常 利 益	△ 3,651
特 別 損 失	6,456
税 引 前 中 間 純 利 益	△ 10,108
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	49
法 人 税 等 調 整 額	1,183
法 人 税 等 合 計	1,233
中 間 純 利 益	△ 11,341

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- ・破綻先：破産、会社更生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
 - ・実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている債務者
 - ・破綻懸念先：現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が高い債務者
 - ・要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
 - ・要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
 - ・正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- ① 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可

能見込額を控除し、その残額を計上しております。

- ② 破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」という）のうち、必要と認める額を以下のとおり計上しております。
- イ 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
- ロ 上記イ以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。
- ③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- ④ 上記③以外の要管理先及び要注意先と正常先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 倒産確率の算出におけるグルーピング

倒産確率の算出は、正常先1区分、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先2区分の計6区分で行っております。

※要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

正常先については今後1年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間、破綻懸念先については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。（平均残存期間は、要注意先上位57ヶ月、要注意先下位59ヶ月、要管理先36ヶ月）

3 将来見込み等による倒産確率の補正及び決定方法

倒産確率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、営業関連部署から独立した資産査定部署が査定結果を決裁するとともに、監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、内規に基づき当行の取締役に対して信託を通じて給付する当行株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(7) システム解約損失引当金

システム解約損失引当金は、当行と八十二銀行の合併に向け、現在利用しているシステムの中途解約に係る損失額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(8) 事業再編関連引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

会計上の見積りの変更

(貸倒引当金の見積りの変更)

株式会社八十二銀行（親会社）は、グループ全体としての信用リスクガバナンス体制を強化することを目的として、親会社の融資部及びリスク統括部が銀行業を営む連結子会社（当行）の与信管理体制及び審査に関する各種基準とその運用を統一することで、グループ一体として債務者区分判定を行う体制といたしました。これに伴い、当行は、当該体制に基づいて判定された債務者区分に適した予想損失額を算定する必要があるため、当中間会計期間より、グループ全体として統一した償却・引当基準に則り、貸倒引当金の計上を行っております。

具体的には、当中間会計期間末において、当行は、統一した与信管理体制及び審査に関する各種基準とその運用に基づく債務者区分しております。また、正常先と要注意先及び要管理先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により、正常先については今後1年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。破綻懸念先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。

加えて、要管理先及び要注意先のうち与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権についてはキャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上するとともに、破綻懸念先に対する債権のキャッシュ・フロー控除法の適用範囲について変更しております。

追加情報

(従業員等に信託を通じて親会社の株式を交付する取引)

当行は、取締役（社外取締役を除く）に信託を通じて親会社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当行は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」を導入しております。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として親会社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、役位、業績、中期経営計画達成度等に応じて親会社株式および親会社株式を時価で換算した金額相当の金銭「親会社株式等」が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が親会社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2) 信託に残存する親会社の株式

信託に残存する親会社株式を、時価により資産の部に株式として計上しております。当該親会社株式の時価及び株式数は、当中間会計期間 79 百万円、96,730 株であります。

表示方法の変更

従来、当行が契約する団体信用生命保険等の受取配当金につきましては、その他の経常収益に計上しておりましたが、株式会社八十二銀行（親会社）との経営統合を踏まえ、親会社の計上方法に統一することといたしました。具体的には、支払保険料から受取配当金を控除した額を費用として計上するため、当中間会計期間より受取配当金を役務取引等費用に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 1,027 百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 5,311 百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,480 百万円
危険債権額	26,449 百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	4,672 百万円
合計額	34,603 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金

額は 2,362 百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	2 百万円
有価証券	6,819 百万円
貸出金	105,055 百万円

担保資産に対応する債務

預金	406 百万円
借用金	1,200 百万円
その他負債	270 百万円

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金 500 百万円及びその他資産 5,000 百万円を差し入れております。

子会社、子法人等の借入金等の担保は該当ありません。

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金 382 百万円及び保証金 154 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、73,531 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 62,567 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 12,441 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 4,752 百万円であります。

12. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 7.31%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 3,924 百万円を含んでおります。
2. 営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、次の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額 4,120 百万円を減損損失として計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
長野県内	本店	土地、動産及び 無形固定資産	661 百万円 (うち土地 278 百万円) (うち動産 12 百万円) (うち無形固定資産 370 百万円)
長野県内	事業用店舗 51 か所	土地、建物及び動産	2,917 百万円 (うち土地 2,321 百万円) (うち建物 471 百万円) (うち動産 124 百万円)
長野県内	ATM、研修センター、 倉庫、寮等 67 か所	土地、建物及び動産	540 百万円 (うち土地 413 百万円) (うち建物 69 百万円) (うち動産 57 百万円)
東京	事業用店舗 1 か所	動産	0 百万円 (うち動産 0 百万円)
合計		土地、建物、動産及び 無形固定資産	4,120 百万円 (うち土地 3,013 百万円) (うち建物 541 百万円) (うち動産 195 百万円) (うち無形固定資産 370 百万円)

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位（ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。）でグルーピングを行っております。

なお、当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額及び使用価値であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等にて合理的に算定しております。また、使用価値の算出に用いた割引率は、1.03% であります。

(有価証券関係)

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2023年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

(注) 市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	1,027
関連法人等株式	—
合計	1,027

2. その他有価証券（2023年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	17,585	11,240	6,344
	債券	14,894	14,671	223
	国債	8,418	8,222	196
	地方債	1,503	1,500	3
	社債	4,972	4,948	23
	その他	24,939	23,939	1,000
	小計	57,419	49,851	7,568
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	485	503	△ 18
	債券	115,209	124,721	△ 9,512
	国債	8,210	9,412	△ 1,202
	地方債	74,008	80,700	△ 6,691
	社債	32,990	34,608	△ 1,617
	その他	149,693	161,415	△ 11,721
	小計	265,389	286,641	△ 21,252
合計		322,809	336,492	△ 13,683

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,155
組合出資金	1,904
合計	3,060

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対して50%程度以上下落した場合としております。また、時価が取得原価に対し、30%以上50%未満下落した場合は、過去一定期間において時価が簿価あるいは評価損率が30%未満の水準まで達しない場合、時価が「著しく下落した」と判断し、時価の回復可能性の判定を行ったうえで、回復の可能性が認められない場合には、減損処理を行うものとしております。

(税効果会計関係)

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金負債

前払年金費用	△ 227 百万円
リース資産	△ 127
その他	<u>△ 0</u>
繰延税金負債合計	△ 356
繰延税金負債の純額	<u>△356 百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,323 円 91 錢
1株当たり中間純利益金額	△1,237 円 77 錢
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	△1,237 円 75 錢

(注) 株主資本において自己株式として計上されていた信託に残存する当行の株式は、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は 16 千株であります。

第65期 中間決算公告

2023年12月27日

長野県松本市渚2丁目9番38号

 株式会社 長野銀行

取締役頭取 西澤 仁志

中間連結貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	77,883	預 借 用 金	1,074,845
金 銭 の 信 託	926	外 国 為 替	0
有 価 証 券	325,869	そ の 他 負 債	3,672
貸 出 金	682,477	賞 与 引 当 金	352
外 国 為 替	5,695	退 職 給 付 に 係 る 負 債	388
リース債権及びリース投資資産	14,862	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8
そ の 他 資 産	8,716	役 員 株 式 給 付 引 当 金	87
有 形 固 定 資 産	4,945	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	66
無 形 固 定 資 産	194	偶 発 損 失 引 当 金	456
退 職 給 付 に 係 る 資 産	797	シス テ ム 解 約 損 失 引 当 金	2,287
緑 延 税 金 資 産	25	事 業 再 編 関 連 引 当 金	48
支 払 承 諾 見 返	1,343	緑 延 税 金 負 債	356
貸 倒 引 当 金	△ 10,426	支 払 承 諾	1,343
		負 債 の 部 合 計	1,088,230
		(純資産の部)	
		資 本 金	13,017
		資 本 剰 余 金	9,722
		利 益 剰 余 金	15,511
		株 主 資 本 合 計	38,251
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 13,683
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	58
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 13,624
		非 支 配 株 主 持 分	453
		純 資 産 の 部 合 計	25,080
資 産 の 部 合 計	1,113,310	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,113,310

中間連結損益計算書(2023年4月1日から)
(2023年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	9,731
資 金 運 用 収 益	5,300
(うち貸出金利息)	(3,780)
(うち有価証券利息配当金)	(1,499)
役 務 取 引 等 収 益	866
そ の 他 業 務 収 益	2,675
そ の 他 経 常 収 益	889
	<hr/>
経 常 費 用	13,449
資 金 調 達 費 用	85
(うち預金利息)	(51)
役 務 取 引 等 費 用	749
そ の 他 業 務 費 用	2,835
営 業 経 費	5,086
そ の 他 経 常 費 用	4,693
	<hr/>
経 常 利 益	△ 3,718
特 別 損 失	6,485
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	△ 10,203
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	89
法 人 税 等 調 整 額	1,194
	<hr/>
法 人 税 等 合 計	1,283
中 間 純 利 益	△ 11,487
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	△ 13
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	△ 11,473

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10 年～50 年

その他 2 年～20 年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- ・破綻先：破産、会社更生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- ・実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ・破綻懸念先：現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が高い債務者
- ・要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
- ・要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
- ・正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

① 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能な見込額を控除し、その残額を計上しております。

② 破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」という）のうち、必要と認める額を以下のとおり計上しております。

イ 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシ

ュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

ロ 上記イ以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。

③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

④ 上記③以外の要管理先及び要注意先と正常先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 倒産確率の算出におけるグレーピング

倒産確率の算出は、正常先1区分、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先2区分の計6区分で行っております。

※要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

正常先については今後1年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間、破綻懸念先については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。（平均残存期間は、要注意先上位57ヶ月、要注意先下位59ヶ月、要管理先36ヶ月）

3 将来見込み等による倒産確率の補正及び決定方法

倒産確率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、営業関連部署から独立した資産査定部署が査定結果を決裁するとともに、監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金については、当行の償却・引当基準に準じて必要と認めた額を計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、内規に基づき当行の取締役に対して信託を通じて給付する当行株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) システム解約損失引当金

システム解約損失引当金は、当行と八十二銀行の合併に向け、現在利用しているシステムの中途解約に係る損失額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(13) 事業再編関連引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 重要な収益及び費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 令和 2 年 10 月 8 日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、当行の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

会計上の見積りの変更

(貸倒引当金の見積りの変更)

株式会社八十二銀行（親会社）は、グループ全体としての信用リスクガバナンス体制を強化することを目的として、親会社の融資部及びリスク統括部が銀行業を営む連結子会社（当行）の与信管理体制及び審査に関する各種基準とその運用を統一することで、グループ一体として債務者区分判定を行う体制といたしました。これに伴い、当行は、当該体制に基づいて判定された債務者区分に適した予想損失額を算定する必要があるため、当中間連結会計期間より、グループ全体として統一した償却・引当基準に則り、貸倒引当金の計上を行っております。

具体的には、当中間連結会計期間末において、当行は、統一した与信管理体制及び審査に関する各種基準とその運用に基づく債務者区分としております。また、正常先と要注意先及び要管理先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により、正常先については今後 1 年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。破綻懸念先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。

加えて、要管理先及び要注意先のうち与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権についてはキャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上するとともに、破綻懸念先に対する債権のキャッシュ・フロー控除法の適用範囲について変更しております。

追加情報

(従業員等に信託を通じて親会社の株式を交付する取引)

当行は、取締役（社外取締役を除く）に信託を通じて親会社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当行は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」を導入しております。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として親会社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、役位、業績、中期経営計画達成度等に応じて親会社株式および親会社株式を時価で換算した金額相当の金銭「親会社株式等」が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が親会社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する親会社株式を、時価により資産の部に株式として計上しております。当該親会社株式の時価及び株式数は、当中間連結会計期間 79 百万円、96,730 株であります。

表示方法の変更

従来、当行が契約する団体信用生命保険等の受取配当金につきましては、その他の経常収益に計上しておりましたが、株式会社八十二銀行（親会社）との経営統合を踏まえ、親会社の計上方法に統一することといたしました。具体的には、支払保険料から受取配当金を控除した額を費用として計上するため、当中間連結会計期間より受取配当金を役務取引等費用に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 5,311 百万円含まれております。

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,542 百万円
危険債権額	26,553 百万円

三月以上延滞債権額	一百万円
-----------	------

貸出条件緩和債権額	4,672 百万円
-----------	-----------

合計額	34,769 百万円
-----	------------

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 令和 4 年 3 月 17 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有してお

りますが、その額面金額は 2,362 百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	2 百万円
有価証券	6,819 百万円
貸出金	105,055 百万円

担保資産に対応する債務

預金	406 百万円
借用金	1,200 百万円
その他負債	270 百万円

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金 500 百万円及びその他資産 5,000 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 382 百万円及び保証金 154 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、76,064 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 61,077 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をできる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 12,783 百万円

7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 4,752 百万円であります。

8. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 7.79%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 0 百万円および貸倒引当金繰入額 4,121 百万円を含んでおります。
2. 営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、次の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額 4,149 百万円を減損損失として計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
長野県内	本店	土地、動産及び 無形固定資産	661 百万円 (うち土地 278 百万円) (うち動産 12 百万円) (うち無形固定資産 370 百万円)
長野県内	事業用店舗 51 か所	土地、建物及び動産	2,917 百万円 (うち土地 2,321 百万円) (うち建物 471 百万円) (うち動産 124 百万円)
長野県内	ATM、研修センター、 倉庫、寮等 67 か所	土地、建物及び動産	540 百万円 (うち土地 413 百万円) (うち建物 69 百万円) (うち動産 57 百万円)
長野県内	子会社事務所 1 か所	土地及び建物	28 百万円 (うち土地 10 百万円) (うち建物 18 百万円)
東京	事業用店舗 1 か所	動産	0 百万円 (うち動産 0 百万円)
合計		土地、建物、動産及び 無形固定資産	4,149 百万円 (うち土地 3,023 百万円) (うち建物 559 百万円) (うち動産 195 百万円) (うち無形固定資産 370 百万円)

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位（ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。）でグルーピングを行っております。

なお、当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額及び使用価値であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等にて合理的に算定しております。また、使用価値の算出に用いた割引率は、1.03% であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	926	926	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	322,809	322,809	—
(3) 貸出金	682,477		
貸倒引当金 (*1)	△10,093		
	672,383	666,201	△6,181
資産計	996,118	989,937	△6,181
(1) 預金	1,074,845	1,074,847	2
(2) 借用金	4,317	4,313	△3
負債計	1,079,162	1,079,160	△1
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
① 非上場株式 (*1) (*2)	1,155
② その他の証券 (*3)	1,904
合計	3,060

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

(*3) 組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	926	—	926
有価証券(その他有価証券) (*1)				
株式	18,071	—	—	18,071
国債	16,629	—	—	16,629
地方債	—	75,512	—	75,512
社債	—	33,023	4,939	37,962
その他	3,901	170,731	—	174,633
デリバティブ取引				
通貨関連取引	—	0	—	0
資産計	77,204	559,462	9,878	646,544
デリバティブ取引				
通貨関連取引	—	1	—	1
債券関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	—	—	0	0
負債計	—	1	0	1

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	666,201	666,201
資産計	—	—	666,201	666,201
預金 借用金	—	1,074,847 4,313	— —	1,074,847 4,313
負債計	—	1,079,160	—	1,079,160

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき主にレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債等は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受けを行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としており

ます。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値等を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション等）、債券関連取引（債券先物オプション等）、クレジット・デリバティブ取引等であり、店頭取引が大部分を占めており、割引現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

（注2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債（私募債）	割引現在価値技法	倒産確率	0.2%—1.7%	0.3%
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ取引	割引現在価値技法	倒産確率	0.0%—8.8%	3.6%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、発行 及び決済の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末残高	当期の損 益に計上 した額の うち中間 連結貸借 対照表日 において 保有する 金融資産 及び金融 負債の評 価損益 (※)1
		損益に計上 (*)1	その他の包括 利益に計上 (*)2					
有価証券								
私募債	—	—	—	—	4,939	—	4,939	—
仕組債	1,001	—	—	—	—	△1,001	—	—
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ取引	△1	1	—	—	—	—	△0	1

(※1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、総合企画部及び市場運用部が、時価の算定に関する方針及び手続、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。リスク統括部は、当該モデルの妥当性を確認し、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、総合企画部及び市場運用部は当該算定結果に基づき時価のレベルの分類について判断し、リスク統括部は時価のレベルの分類について妥当性を確認しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

クレジット・デリバティブ取引の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは倒産確率であります。倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

1. その他有価証券（2023年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,585	11,240	6,344
	債券	14,894	14,671	223
	国債	8,418	8,222	196
	地方債	1,503	1,500	3
	社債	4,972	4,948	23
	その他	24,939	23,939	1,000
	小計	57,419	49,851	7,568
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	485	503	△ 18
	債券	115,209	124,721	△ 9,512
	国債	8,210	9,412	△ 1,202
	地方債	74,008	80,700	△ 6,691
	社債	32,990	34,608	△ 1,617
	その他	149,693	161,415	△ 11,721
	小計	265,389	286,641	△ 21,252
合計		322,809	336,492	△ 13,683

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対して50%程度以上下落した場合としております。また、時価が取得原価に対し、30%以上50%未満下落した場合は、過去一定期間において時価が簿価あるいは評価損率が30%未満の水準まで達しない場合、時価が「著しく下落した」と判断し、時価の回復可能性の判定を行ったうえで、回復の可能性が認められない場合には、減損処理を行うものとしております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	銀行業務	リース業務	
預金・貸出業務	299	—	299
証券関連業務	28	—	28
為替業務	191	—	191
代理業務	100	—	100
投資信託販売関係業務	80	—	80
保険販売関係業務	169	—	169
その他	47	—	47
顧客との契約から生じる収益	917	—	917
その他の収益	6,513	2,300	8,814
外部顧客に対する経常収益 (注)	7,430	2,300	9,731

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 2,659 円 73 銭

1株当たり中間純利益金額 △1,252 円 19 銭

潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 △1,252 円 17 銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されていた信託に残存する当行の株式は、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は 16 千株であります。